



平成18年3月30日

株式会社ライブドア
代表取締役 山崎 徳之
(証券コード4753 東証マザーズ)
問い合わせ先
経営企画管理本部担当執行役員副社長 落合 紀貴
(TEL 03 - 5788 - 4753)

翼システム株式会社による仮処分の申立てに関するお知らせ

本日、当社は、東京地方裁判所より平成18年3月28日付の審尋期日呼出状を受領いたしました。これは、翼システム株式会社の平成18年3月24日付仮処分申立てを受けて、東京地方裁判所が、当事者から事情を聴取するために実施するものであります。尚、仮処分の概要等については、下記のとおりです。

記

1. 当社及び当社子会社である株式会社ライブドアファイナンス（以下「LDF」という。）に対してなされた申立ての内容

- (一) 株式会社ライブドアオート（以下「LDA」という。）が、当社に対して、平成18年9月15日付で発行したLDA普通株式112,754,000株について、当社が、
- ①譲渡
 - ②貸借
 - ③質権の設定
 - ④その他一切の処分
 - ⑤LDAの株主総会における議決権の行使を行うことを禁じる
- (二) LDAが当社に対して、平成18年9月15日付で発行した新株予約権25,149個（新株予約権の目的たる株式数25,149,000株）のうち、当社が保有する新株予約権10,604個（新株予約権の目的たる株式数10,604,000株）について、当社が、
- ①譲渡
 - ②貸借
 - ③質権の設定
 - ④その他一切の処分を行うことを禁じる
- (三) LDAが、当社に対して、平成18年9月15日付で発行した新株予約権25,149個（新株予約権の目的たる株式数25,149,000株）のうち、同年12月30日付で株式会社ライブドアからEFC投資事業組合に譲渡された新株予約権7,000個（新株予約権

の目的たる株式数 7,000,000 株) について、

LDF が、

①譲渡

②貸借

③質権の設定

④その他一切の処分

を行うことを禁じる

2. 今後の見通し

当社といたしましては、申立ての内容を精査のうえ、審尋の場において然るべき主張を
してまいる所存でございます。

以上